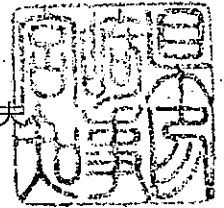


24950-10103

平成21年3月31日

諸塚村長 殿

宮崎県知事 東国原 英夫



平成20年度森林整備事業(造林)補助金の交付決定及び確定について

平成21年 3月18日付け 諸林発第139-2号 で交付申請のあった宮崎県森林整備事業(造林)補助金交付要綱(平成14年4月1日定め)に基づく平成20年度森林整備事業(造林)[保育](平成19年度当初)補助金については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)第4条の規定により次のとおり交付することに決定し同規則第15条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 交付決定額 | 1,959,664 円 |
| 2 交付決定内容 | 補助金等交付申請書のとおり |
| 3 交付決定条件 | 以下記載のとおり |
| 4 交付確定額 | 1,959,664 円 |

- (1) 補助事業の施行地において当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。(3)において同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業実施主体は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業で開設し、又は改良した作業路等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (4) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整第718号)に基づき締結された長期育成循環施業協定(重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画)の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実に更新が図られると知事が認めた場合を除く。)並びに立木の材積が長期育成循環施業協定又は市町村森林整備事業計画に定

める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行った場合は、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。

- (5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 知事が別に定める事業計画に基づいて行う事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (7) 補植、保育等成林に必要な保管管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (8) 補助事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- (9) 作業路等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該作業路等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 流域育成林整備における事業実施主体が人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還すること。
- (11) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における特定間伐を行った場合、当該林地につき、緊急間伐推進協定期間内に森林以外の用途へ転用又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去があった場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (12) 補助金の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して10年間保管しておくこと。
- (13) 要領第10の5の(3)のクに基づき査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業について、市町村が定める集約化推進計画の目標に達していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算し、査定した補助金額との差額を返還すること。
- (14) 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地税法(昭和25年法律第266号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があることが明らかな場合には、補助交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。

この場合に、知事は仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

- (14) 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(文書取扱 森林整備課)